

第 15 章 普及啓発・環境教育の推進

1 環境保全に関する普及啓発活動の推進

1972 年 6 月、スウェーデンのストックホルムにおいて、「国連人間環境会議」が開催され、その際に「人間環境宣言」が採択された。同年 12 月、国連総会で毎年「6 月 5 日」を「世界環境デー」と定め、各国政府は人間環境保全のために世界的な活動を行うとする決議を行った。

この「世界環境デー」の提唱国である我が国では、翌年の 1973 年から、6 月 5 日を初日とする一週間を「環境週間」とした。1993 年からは、環境週間を拡充して毎年 6 月の一か月間を「環境月間」として設定し、これまで以上に、環境の保全に関する国民の認識と行動を促すための事業等を行うこととした。

そして、1993 年 12 月に制定された「環境基本法」では、毎年 6 月 5 日を「環境の日」として、「事業者及び国民の間に広く環境の保全について関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため」、国、地方公共団体等において各種の事業等を行うこととした。

また、2004 年 10 月には、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が全面施行され、持続可能な社会を構築するための環境保全活動、教育が法的に位置づけられた。

本市においては、1973 年から、毎年 6 月 5 日を初日とする一週間を「環境週間」とし、現在は毎年 6 月の一か月間を「環境月間」として、多摩川美化運動や環境功労者表彰式、オープンラボ等様々な行事の実施により、環境保全意識の高揚や公害の防止のための普及啓発活動を行っている。

(1) 平成 22 年度環境月間実施事業

平成 22 年度環境月間において実施したものは、次表のとおりである。



オープンラボ 2010
(体験学習をしながら公害研究所を探検する。)

表 平成22年度「環境の日」及び「環境月間」行事一覧

行事名	内容	主催	場所	実施日
公害防止総点検運動	公害防止施設の総点検、従業員の研修、指導などの工場・事業場における公害防止のための総点検運動を実施した。	川崎市	市内工場・事業場	6月中
地下街アゼリア 広報コーナー展示	市民の環境意識の啓発を図るため、川崎駅前地下街の広報コーナーに「環境月間」及び環境施策関係の展示を行った。	川崎市	川崎市 広報コーナー (川崎地下街)	5月28日～ 6月10日
高津区市民健康の森 蛍鑑賞会	区民に緑や自然とふれあえる機会を提供するため、「高津区市民健康の森を育てる会」のメンバーと近隣の小学生が一年かけて育てた蛍の鑑賞会を実施した。	川崎市	高津区市民健康 の森	5月28日～ 6月10日
夏のライフスタイルの 実践キャンペーン	夏期のエネルギー消費を抑えるため、クールビズの実施、冷房温度28℃の設定、公共交通の利用等に積極的に取り組んだ。	川崎市	市内全域	6月1日～ 9月30日
多摩川美化活動	青少年を中心とした市民参加によるまちづくりの一環として、多摩川河川敷の美化活動を実施した。	川崎市、 川崎市美化 運動実施本部	多摩川河川敷 (川崎市側)	6月5日
川崎市功労者表彰式	地球環境の向上等に顕著な功績のあった個人、町会、事業所、学校等を表彰した。	川崎市	第4庁舎	6月29日
オープンラボ 2010	「公害研究所を見てみよう！探検隊 大募集」をテーマに、研究所の仕事をスタンプラリーで楽しく探索し学習した。	川崎市	公害研究所	6月23日
水生昆虫ふれあい教室	小学生に、プールに生息するヤゴの救出等の体験をさせることで、水環境についての啓発を行った。	川崎市	平間公園児童 プール	6月8日
第34回環境・公害研究 合同発表会	川崎市公害研究所・神奈川県環境科学センター・横浜市環境科学研究所で進めている環境と公害に関する研究成果の発表を行った。	神奈川県市環 境・公害研究 機関協議会	横浜市技能文化 会館	6月4日

2 環境情報の提供

環境情報の提供については、環境の状況を的確に把握し、公害防止のために行った必要な監視等について、調査結果等がまとまり次第公表しているが、地域の環境保全のために具体的な行動を促す上でも、市民や事業者により適切な環境情報の提供は、一層重要になってきており、平成 19 年度は、市民、事業者等への情報提供として、次のような取組を実施した。

(1) 環境局事業概要（公害編）「よりよい環境をめざして」の発行

川崎市の公害の現状と対策については、昭和 43 年から「川崎市の公害」として刊行してきたが、昭和 59 年度には内容を充実し、名称を「川崎市公害白書」としてきた。さらに平成 9 年度の機構改革により環境局となったことから施策分野別の特色を生かした「環境局事業概要」として、「公害編」、「緑編」及び「廃棄物編」が発行されている。

(2) 「環境情報」の発行

昭和 47 年 8 月から毎月「公害情報」を発行し、環境の現状や行政施策の紹介などの情報提供を行ってきた。平成 6 年 4 月からは、名称を「環境情報」と改め、廃棄物や自然環境、地球環境問題などを含めたより幅広い情報の提供を行っている。なお、平成 20 年度末で通算 439 号に達した。

また、平成 13 年 10 月からは、市のホームページに掲載し、広く広報に努めている。

(<http://www.city.kawasaki.jp/30/30kantyo/home/johoweb/joho/johotop.htm>)

さらに、平成 18 年度末からは、電子メール配信サービスによる情報提供を行っている。

(3) 各調査結果等の発行

毎年、公害等の状況について発行しているものとしては、上記の他に「環境基本計画年次報告書」、「川崎市の大気環境」、「水質年報」、「川崎市公害研究所年報」などがある。

(4) 大気汚染電光表示盤

大気汚染電光表示盤は、昭和 46 年度に市役所前に設置し、二酸化硫黄を中心に大気の汚染状況を表示してきた。その後、平成元年度に更新し、川崎、大師及び田島測定局の二酸化窒素、浮遊粒子状物質、オキシダント、気温、風速等の 1 時間値を毎時間更新して多面的に表示するほか光化学スモッグ注意報の発令時にも随時表示を行っている。

(5) インターネットホームページ

これまで公害関連情報を必要に応じて市のホームページに掲載してきたが、平成 12 年 4 月から市のホームページの下に部のページを作成し、各種取組や関連情報を大気、水質、地盤、騒音・振動、土壌、自動車、化学物質等の分野ごとに分けて掲載することで、アクセスする市民等が分かりやすく利用しやすいものになるよう努めている。

主な掲載内容は、次のようなものがある。

- ・ 大気環境情報 : 窒素酸化物等の大気汚染状況や工場等からの排出状況、アスベストや酸性雨等の調査結果、あおぞらこどもクラブ他
- ・ 水環境情報 : 河川・海域の水質調査結果、水のごとの基礎知識、川の生きもの他
- ・ 地盤情報 : 地盤沈下調査結果、市内の標高、揚水に関する規制他
- ・ 騒音・振動情報 : 騒音・振動の対策、音環境の調査結果、関連条例他
- ・ 交通環境対策情報 : ディーゼル車規制、低公害車の普及、エコドライブ、交通需要マネジメント、局地汚染対策、関連条例他
- ・ 化学物質情報 : PRTR関連情報、リスクコミュニケーション等の化学物質対策他

この他、土壌情報、公害研究所、公害監視センター、事業者の方へのお知らせ等の情報を掲載している。

市のホームページは

<http://www.city.kawasaki.jp>

環境対策部のページは

<http://www.city.kawasaki.jp/30/30sidou/home/kougaitop/kougaitop.htm>

(6) 「化学物質と環境」セミナー

市民、事業者を対象とした化学物質と環境に関するセミナーを毎年開催し、化学物質の排出実態や環境リスク、事業者による化学物質管理やリスクコミュニケーションの取組事例、関係法令の動向、市の化学物質対策などの情報を提供している。

市民、事業者、行政間で化学物質に関する情報を共有し、市民の化学物質に対する理解を深めるとともに、事業者における化学物質の自主管理を促進することにより、化学物質による環境リスクの低減を進めている。

3 環境教育の推進

地球環境問題をはじめとする今日の環境問題は、一人ひとりが加害者であるとともに、被害者でもある。その解決に向けては、市民、事業者等がそれぞれの立場で環境に配慮した行動を実践することが求められている。

そのためには、人と環境との関わりについて理解と認識を深め、環境保全のために望ましい行動がとれるよう、地域、家庭、学校、事業所等の場で環境教育・学習を進めていくことが重要である。

「川崎市環境基本条例」では、基本的施策の一つとして系統的な環境教育等の推進を掲げており、「川崎市環境基本計画」においても市、市民及び事業者が適切な役割分担のもとで環境教育を推進していくこととしている。

平成 7 年度には、「川崎市環境教育・学習基本方針」（平成 17 年度改訂）を策定し、本市における環境教育・学習の基本的な考え方及び施策の方向性等を明らかにすることにより、事業を計画的、効果的に推進するためのガイドラインとしている。

環境局による平成 22 年度の主な事業は、次のとおりである。

(1) 学習資料の作成

- ・小・中学生を対象に地域環境や地球環境への理解をより深めてもらうため、「かわさきの空と川と海は世界とつながっている」や「川崎市の大気」を作成配布している。
- ・環境副読本「わたしたちの暮らしと環境」(小学校4年生配布)、「あしたをつかめ! Yes, We Can!」(中学校1年生配布)を各々13,000冊、10,400冊を作成配布した。同時に指導用引きを各々900冊、700冊作成配布した。
- ・市民や教師を対象に、公害研究所がこれまで実施した体験学習の手法をわかりやすくまとめた「環境学習・体験シート集」300冊を作成配布した。
- ・不特定多数の人々を対象にしたフロアシート型エコライフゲームをNPO法人環境サプリメント研究会と共同作成した。

(2) 夏休み多摩川教室

平成3年度から、多摩川二子橋付近の河川敷で、国土交通省京浜河川事務所、東京都世田谷区等と共催で開催している。平成22年度は、7月27日及び28日の2日間、多摩川に棲息する生物観察や平瀬川の浄化施設の公開などを行った。入場者数約710人のうち、公害研究所の「川の生きものコーナー」には約250人の親子が参加した。

(3) 環境セミナー

平成19年度からは「水環境セミナー」から「環境セミナー」と名称を変更し、「大気環境」「地球温暖化」などのテーマを加え、学習対象分野を拡大した。平成22年度は、公募した市民10人が参加し、次のような内容で実施した。

- 第1回 8月27日 川崎市における環境対策についての講義とビデオ鑑賞
- 第2回 9月3日 公害監視センターの見学と街の騒音調査
- 第3回 9月10日 干潟の底質、生物の調査
- 第4回 9月17日 ヒートアイランド現象の講義と温度測定

(4) オープンラボ 2010

6月23日に「公害研究所を見てみよう!」をテーマに、電子顕微鏡で昆虫の観察、水のろ過実験、ヒートアイランド現象の講義と温度測定を体験し、公害研究所を知ってもらう機会を提供した。61人の小学生が参加した。

(5) 環境科学教室

夏休み中の8月13日、「身近な野菜や果物で酸性・アルカリ性を調べよう!」をテーマにブルーベリー、紫キャベツ、ブドウジュースなどを指示薬にして、レモン水、石けん水などの液性を調べた、午前21人、午後22人の公募した小・中学生が参加した。

(6) 出前教室

小・中学生、市民を対象として、「ゲームで学ぶエコライフ」、「空気のよごれについて」、「水の浄化実験」などについて、中原区役所、青少年の家、小学校などに出向き、出前教室を実施した。また、フロアシート型エコライフゲームを用い、宮前スポーツセンター、川崎国際環境技術展などにおいて、環境教室を開催した。

(7) 地域環境リーダー育成講座の実施

これまで、地域や職場で環境学習活動や環境保全活動を率先して行うことのできる人材を育成するため、地域環境リーダー育成講座を実施し、第11期にわたり合計215名が課程を修了した。

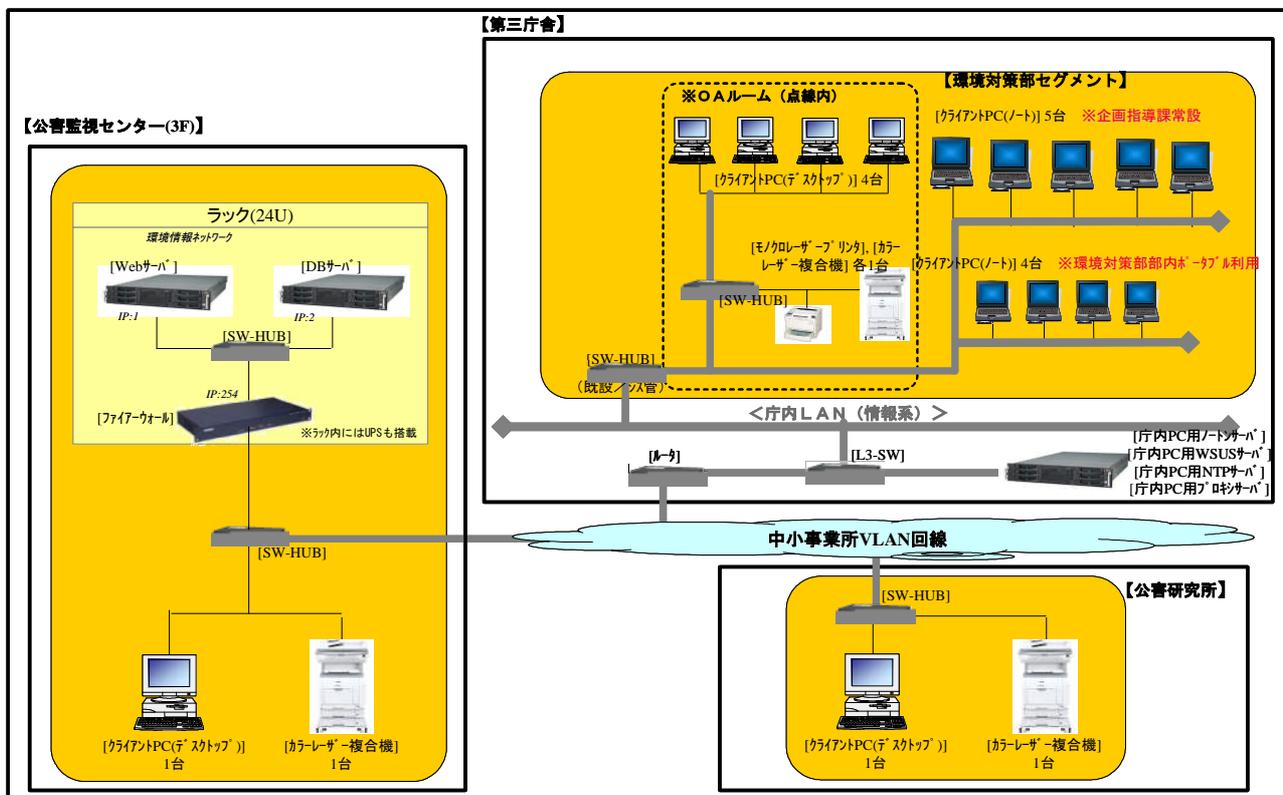
4 環境情報システム

環境情報システムは、平成元年に運用を開始したが、その後コンピューター等の機器の老朽化が進み、多様化する環境問題への対応も必要になってきたことから再構築を行い、平成13年度から新たなシステムの運用を始め、平成18年度には機器の更新を行った。

現在のシステムは、大気、水質、騒音、振動などの公害関連情報に加え、自動車の交通監視データ、ダイオキシン類等の化学物質関連情報などにも対応している。本システムでは、各所属が収集・蓄積した多種多様なデータを一元的に管理するもので、これらのデータの有効な活用を図ることにより、快適環境の創造に向けた総合的環境行政の推進に役立てるものである。

システムのハード構成は、環境対策部内に配置したサーバとパーソナルコンピューターで主に構成されており、LAN回線を介して本システムを運用している。

環境情報システムの構成概要



第16章 環境影響評価の推進

第1節 環境影響評価制度の概要

1 環境影響評価制度

環境影響評価制度とは、土地の形状の変更や工作物の新設等の開発事業を行う事業者が、その事業が自然環境、地域生活環境及び社会・文化環境等に与える影響について事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公開し、地域住民等から意見を求め、それらの意見を踏まえつつ環境配慮を行う制度である。この制度は、開発事業による環境汚染を未然に防止するため広く市民等の意見を聞くものであり、良好な環境を保全する上で有効な手段である。

2 環境影響評価法

昭和47年6月、国は、「各種公共事業に係る環境保全対策について」閣議了解を行い、国の行政機関はその所掌する公共事業について、あらかじめ、必要に応じ、環境に及ぼす影響の調査を行うよう指導することとなり環境影響評価に関する取組を始めた。また、同年7月には四日市公害訴訟の判決の中で、各企業の操業上の過失とともに立地上の過失が認定された。この判決をひとつの契機として、従来の環境行政による公害被害の防止と救済といった対症療法的な取組に対し、開発によってもたらされる公害を始めとする環境汚染の未然防止の有効な手段としての環境影響評価制度の確立が重要かつ肝要な措置であるとする認識が広く国民の間に高まっていった。

環境庁は、昭和54年に出された「速やかに環境影響評価の法制度を図りたい」旨の中央公害対策審議会の答申を踏まえ、昭和56年4月、環境影響評価法案を国会に提出したが、昭和58年11月の衆議院の解散に伴ない、審議未了・廃案となった。その後、国の環境影響評価は、昭和59年に閣議決定された「環境影響評価実施要綱」のほか、「公有水面埋立法」、「港湾法」等の個別法及び各省庁の行政指導によって実施されてきた。

平成5年制定の「環境基本法」の中で、環境影響評価の必要性が国の施策として位置づけられたこと等を受けて、国における統一的な環境影響評価制度の確立が必要となった。こうしたことから平成9年2月の中央環境審議会からの答申を受けて平成9年5月に法案が国会に提出され、同年6月13日に「環境影響評価法」（以下「法」という。）が制定・公布された。（法の対象事業については別表1、法の手続については別表2のとおりである。）

3 川崎市環境影響評価に関する条例

川崎市では、住民福祉を保障するためには良好な地域環境づくりが不可欠であるとの考えに基づき、環境影響評価の制度化に積極的に取り組み、昭和51年10月「川崎市環境影響評価に関する条例」（以下「旧条例」という。）を制定した。

これは、我が国の自治体における条例化の第1号であり、環境に影響を及ぼすおそれのある事業として11の事業を指定開発行為（対象事業）として定めた。また、良好な環境保全を図るための指針として「地域環境管理計画」を策定し、その中で環境影響評価項目、地区別環境保全水準、環境影響評価の標準的技法等を明示した。

旧条例制定から4半世紀にわたり環境影響評価を実施してきたが、社会経済状況の変化や都市化の進展、科学技術の進歩等による環境問題の複雑化や平成9年の法制定等を背景として、旧条例の

見直しに向けて川崎市環境行政制度検討委員会を設置し、環境関連3条例の改正等について諮問した。そして、その答申を受けて平成11年12月に「川崎市環境影響評価に関する条例」（以下「現行条例」という。）を公布、翌12年12月から施行した。現行条例では、法対象事業への対応はもとより、対象事業の拡大、事業規模に応じた手続や計画段階手続（環境配慮計画書）・方法書に係る手続・事後調査手続といった新たな手続手法の導入等を盛り込んだ。また、指定開発行為の規模未済事業への対応も図り、近接して行われる2以上の開発事業の実施が複合的な環境影響として指定開発行為に相当するときは複合開発事業として環境影響評価手続の実施及び自主的環境影響評価の実施についても新たに規定を設けた。さらに、旧条例における環境影響評価の指針であった「地域環境管理計画」についても見直しを行い、環境影響評価項目ごとの環境保全水準を定めた「地域環境管理計画」と、予測、評価手法等の技術的細目を定めた「環境影響評価等技術指針」の2つに分離して策定した。その後、地球温暖化やヒートアイランド現象等新たな環境問題が顕在化し、京都議定書目標達成計画の閣議決定など、環境行政を取り巻く状況の変化に適切に対応するため、平成19年4月に「地域環境管理計画」及び「環境影響評価等技術指針」の見直しを行った。また、「環境影響評価等技術指針」については、平成22年4月に施行された「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」に連携し、環境影響評価制度をより充実させるため、環境影響評価項目に「温室効果ガス」を追加する見直しを行い、平成23年4月から運用を開始している。

4 手続について

条例では、手続を指定開発行為の規模に応じて第1種行為、第2種行為、第3種行為（別表3）、及び法対象事業（別表1）に区分している。川崎市の環境影響評価手続の流れは、別表4のとおりである。また、環境影響評価法と川崎市条例の手続上の相関関係は別表2のとおりである。

第2節 環境影響評価手続の実施状況

1 1 指定開発行為等の届出件数（平成23年3月末現在）

平成22年度に届出のあった指定開発行為等は3件であり、昭和52年の条例施行から平成22年度までに届出のあった指定開発行為等の件数は、旧条例における届出132件及び現行条例における届出133件である。

2 審査書の公表

昭和51年10月制定の「旧条例」に基づいて、審査書等を公表した件数は132件である。

平成12年12月から施行した「現行条例」に基づいて、平成22年度までに届出のあった指定開発行為等の内、審査書等を公表した件数は154件である。その指定開発行為等の手続の種類別内訳は次のとおりである。

指定開発行為等の手続の種類	年 度										計 (件)
	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	
第1種行為	0	1	4	13	6	5	4	2	4	5	44
第2種行為	1	3	3	2	4	3	2	2	3	1	24
第3種行為	3	4	7	10	9	8	10	8	5	4	68
法対象事業	0	2	0	0	1	1	0	0	2	0	6
複合開発事業	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
自主的環境影響評価	1	1	3	1	0	0	1	1	2	1	11
計(件)	5	11	17	27	20	17	17	13	16	11	154

※第1種行為及び法対象事業においては方法書、準備書に対し審査書を公表するため、届出件数とは一致しない。

3 市長意見の公表（平成23年3月末までの累計）

平成22年度までに市長意見を公表した法対象事業の件数は、11件である。

4 平成22年度の環境影響評価の実績

平成22年度における審査書の公表件数は11件である。また、その内訳は次のとおりである。

No.	指定開発行為等の名称	指定開発行為者	開発目的	開発面積等	準備書（方法書）等の受理	審査書の公表	備考
1	（仮称）小向住宅建設計画	川崎市	共同住宅の建替え	約8,650 m ²	22.1.14	22.4.8	自主的環境影響評価審査書
2	（仮称）美しの森（犬蔵地区第4-1街区）共同住宅計画	東レ建設株式会社、株式会社室町クリエイト	共同住宅の建設	約4,885 m ²	22.1.27	22.4.8	条例審査書
3	（仮称）ラゾーナ川崎C地区開発計画	NREG東芝不動産株式会社	業務施設の新設	約9,770 m ²	22.2.1	22.6.9	条例方法審査書
4	都市計画道路宮内新横浜線道路整備事業	川崎市	道路及び橋梁の整備	延長 980m、計画幅員 22～34m、車線数 4車線（片側2車線）	22.2.15	22.6.28	条例審査書
5	北カ瀬社宅（仮称）建設	東日本旅客鉄道株式会社	社宅の建替え	約14,640 m ²	22.3.30	22.8.4	条例審査書
6	（仮称）新川崎F地区計画	株式会社ゴールドクレスト	住宅団地の新設	約60,970 m ²	22.1.28	22.8.18	条例審査書
7	向ヶ丘遊園跡地利用計画	小田急電鉄株式会社	戸建住宅、低層集合住宅、多目的施設、飲食等施設、ガーデンゾーン管理等、店舗・事務所等の新設	約151,000 m ²	22.3.26	22.9.14	条例方法審査書
8	株式会社東京機械製作所玉川製造所再開発計画	株式会社東京機械製作所	共同住宅の新設及び商業施設の新設	約37,200 m ²	22.7.26	22.11.24	条例方法審査書
9	（仮称）川崎製作所工場建替事業	三菱化工機株式会社	工場の建替え	約51,843 m ²	22.10.22	22.12.28	条例審査書
10	（仮称）ラゾーナ川崎C地区開発計画	NREG東芝不動産株式会社	業務施設の新設	約9,770 m ²	22.7.21	23.2.1	条例審査書
11	（仮称）川崎区小田栄計画	ナイス株式会社	共同住宅の建設	約13,718 m ²	22.6.4	23.2.1	条例審査書

環境影響評価法対象事業一覧

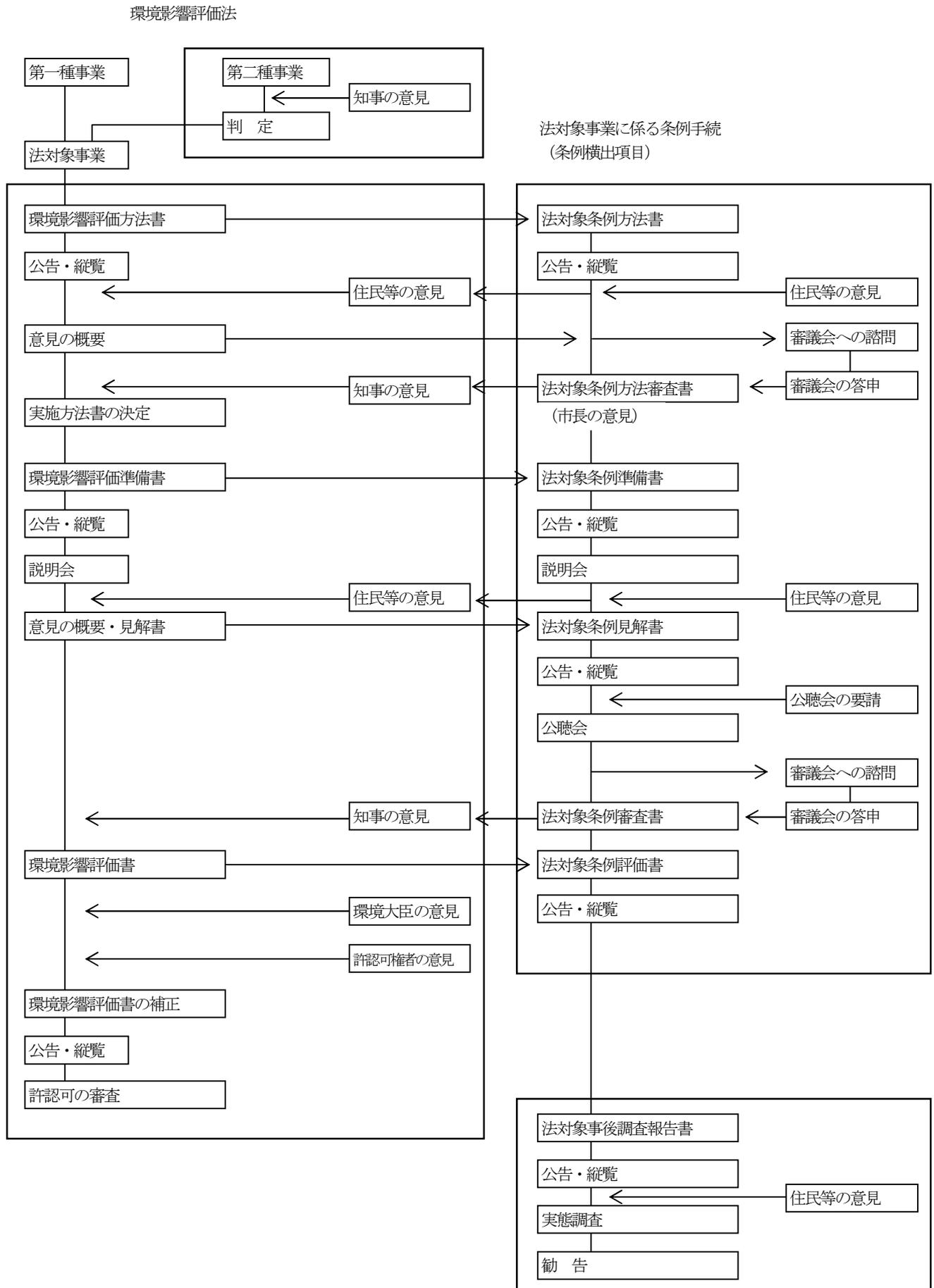
別表1

	第一種事業	第二種事業
1 道路		
高速自動車道国道	すべて	—————
首都高速道路等	すべて（4車線）	—————
一般国道	4車線 10km 以上	7.5km 以上 10km 未満
大規模林道	2車線 20km 以上	15km 以上 20km 未満
2 河川		
ダム	湛水面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
堰	湛水面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
湖沼水位調節施設	改変面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
放水路	改変面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
3 鉄道		
新幹線鉄道（規格新線含む）	すべて	—————
普通鉄道	10km 以上	7.5km 以上 10km 未満
軌道（普通鉄道相当）	10km 以上	7.5km 以上 10km 未満
4 飛行場	滑走路長 2500m以上	1875m 以上 2500m未満
5 発電所		
水力発電所	出力 3 万 kW 以上	2.25 万以上 3 万 kW 未満
火力発電所（地熱以外）	出力 15 万 kW 以上	11.25 万以上 15 万 kW 未満
火力発電所（地熱）	出力 1 万 kW 以上	7500 以上 1 万 kW 未満
原子力発電所	すべて	—————
6 廃棄物最終処分場	30ha 以上	25ha 以上 30ha 未満
7 公有水面の埋立て及び干拓	50ha 超	40ha 以上 50ha 未満
8 土地区画整理事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
9 新住宅市街地開発事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
10 工業団地造成事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
11 新都市基盤整備事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
12 流通業務団地造成事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
13 宅地の造成事業※	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満
○ 港湾計画	埋立・掘込み面積 300ha 以上	

※「宅地」には、住宅地、工場用地が含まれる。

環境影響評価法と川崎市条例の関係フロー図

別表2



指定開発行為の種類（条例第3条関係）

別表3

事業の種類	指定開発行為の要件	第1種行為	第2種行為	第3種行為
1 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為(以下単に「開発行為」という。)	(1) 開発行為(区画のみの変更を行う開発行為を除く。)であって、開発区域(都市計画法第4条第13項の開発区域をいう。以下同じ。)の面積が1ヘクタール以上のもの	開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの	開発区域の面積が5ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの又は開発区域の面積が5ヘクタール未満で、かつ、開発区域内の樹林地の改変が4,000平方メートル未満以上のもの	開発区域の面積が5ヘクタール未満で、かつ、開発区域内の樹林地の改変が4,000平方メートル未満のもの
	(2) 区画のみの変更を行う開発行為であって、開発区域の面積が20ヘクタール(臨港地区(都市計画法第8条第1項第9号の臨港地区をいう。以下同じ)のみにおいて行われるものにあつては、30ヘクタール)以上のもの			全事業
2 埋立て	(1) 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)による公有水面の埋立てであつて、埋立てに係る区域の面積(以下「埋立面積」という。)が15ヘクタール以上のもの	全事業		
	(2) 公有水面の埋立て以外の埋立て(1.5メートル以上の高さの盛土を行うことをいう。)であつて、埋立面積が1ヘクタール以上のもの(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定により指定された農業振興地域において行われるものを除く。)	埋立面積が10ヘクタール以上のもの	埋立面積が5ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの	埋立面積が5ヘクタール未満のもの
3 高層建築物の新設	建築物(建築基準法第2条第1号の建築物をいう。以下同じ。)の新設であつて、建築物の高さ(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号の建築物の高さをいう。以下同じ。)が80メートル以上のもの	建築物の高さが100メートル以上で、かつ、延べ面積(建築基準法施行令第2条第1項第4号(ただし、同号ただし書の規定は適用しない。)の延べ面積をいう。以下同じ。)が50,000平方メートル以上のもの	第1種行為に該当しないもの	
4 住宅団地の新設	住宅団地(一団の土地に集団的に建設される住宅及びその附帯施設の総体をいう。以下同じ。)の新設であつて、事業に係る区域(以下「事業区域」という。)の面積が1ヘクタール以上又は計画人口が500人(都市計画法第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域(以下「住居専用地域」という。)において行われるものにあつては300人、住居専用地域とそれ以外の地域にまたがって行われるものにあつてはこの表の備考に定める人数)以上のもの	事業区域の面積が10ヘクタール以上又は計画人口が3,000人以上のもの	第1種行為及び第3種行為に該当しないもの	事業区域の面積が5ヘクタール未満で、かつ、計画人口が1,500人未満のもの

事業の種類	指定開発行為の要件	第1種行為	第2種行為	第3種行為
5 工場又は事業所の新設	製造業（物品の加工修理業を含む。）、ガス供給業及び熱供給業に係る工場又は事業所の新設であつて、敷地面積が9,000平方メートル以上又は建築面積（建築基準法施行令第2条第1項第2号の建築面積をいう。以下同じ。）の合計が3,000平方メートル以上のもの	敷地面積が3ヘクタール以上で、かつ、建築面積の合計10,000平方メートル以上のもの、工場若しくは事業所からの排水（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第6項の排水をいう。）の量（間接冷却水を除く1日当たりの平均の量をいう。以下「排水量」という。）が1,000立方メートル以上であるもの又は川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）第17条第2項第8号の指定施設を定格能力で運転する場合に使用される原料及び燃料の量をこの表の備考に定めるところにより重油の量に換算した量（以下「燃料使用量」という。）が1時間当たり4キロリットル以上のもの	第1種行為及び第3種行為に該当しないもの	都市計画法第8条第1項第1号の工業専用地域のみにおいて行われるもので、第1種行為に該当しないもの
6 電気工作物の新設	電気工作物（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号の電気工作物をいう。以下同じ。）のうち発電の用に供するものの新設であつて、当該電気工作物の出力が50,000キロワット以上のもの	電気工作物の出力が100,000キロワット以上のもの	電気工作物の出力が100,000キロワット未満のもの	
7 廃棄物処理施設の新設	廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の産業廃棄物処理施設をいう。以下同じ。）の新設であつて、敷地面積が9,000平方メートル以上又は建築面積の合計が3,000平方メートル以上のもの	廃棄物処理施設の1日の処理能力が200トン以上のもの	廃棄物処理施設の1日の処理能力が200トン未満のもの	

事業の種類	指定開発行為の要件	第1種行為	第2種行為	第3種行為
8 浄水施設の新設	水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項の水道施設である浄水施設の新設	敷地面積が10ヘクタール以上のもの	敷地面積が10ヘクタール未満のもの	
9 下水道終末処理場の新設	下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号の終末処理場の新設	敷地面積が10ヘクタール以上のもの	敷地面積が10ヘクタール未満のもの	
10 鉄道若しくは軌道の新設又は線路の増設	(1) 鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項の鉄道事業の用に供する鉄道をいう。以下同じ。）又は軌道（軌道法（大正10年法律第76号）の適用を受ける軌道をいう。以下同じ。）の新設（新たに起点又は終点を設定して鉄道又は軌道を建設するものをいう。）	新設する鉄道又は軌道の長さが5キロメートル以上のもの	新設する鉄道又は軌道の長さが1キロメートル以上5キロメートル未満のもの	新設する鉄道又は軌道の長さが1キロメートル未満のもの
	(2) 線路の増設（新たに起点及び終点を設定することなく線路を設置するものをいう。）	増設に係る部分の長さが5キロメートル以上のもの	増設に係る部分の長さが1キロメートル以上5キロメートル未満のもの	増設に係る部分の長さが1キロメートル未満のもの
11 道路の新設又は車線の増設	(1) 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）の規定により東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、地方道路公社若しくは道路管理者が設置する道路又は道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第1項若しくは第2項の規定に基づく指定を行おうとする道路の新設（新たに起点又は終点を設定してこれらの道路を建設するものをいう。）	全事業		
	(2) 高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項の高速自動車国道、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）の規定により東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、地方道路公社若しくは道路管理者が設置する道路又は道路法第48条の2第1項若しくは第2項の規定に基づく指定を行おうとする道路若しくは指定が行われた道路（以下これらを「高速自動車国道等」という。）における車線、（道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条第5号の車線のうち、同条第7号の登板車線、同条第8号の屈折車線及び同条第9号の変速車線を除いた車線をいう。以下同じ。）の増設（新たに起点又は終点を設定することなくこれらの道路における車線を設置するものをいう。）（(3)に該当するものを除く）	増設に係る部分の長さが1キロメートル以上のもの	増設に係る部分の長さが1キロメートル未満のもの	
	(3) 高速自動車国道等と交通の用に供する施設を連結させるための高速自動車国道等の施設（以下「インターチェンジ」という。）を設けるもの	インターチェンジの総延長が1キロメートル以上のもの	インターチェンジの総延長が1キロメートル未満のもの	
	(4) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号の道路（高速自動車国道等を除く。以下「一般道路」という。）の新設（新たに起点又は終点を設定して一般道路を建設するものをいう。）であって、当該道路の車線の数が4以上のもの	新設する道路の長さが5キロメートル以上のもの	新設する道路の長さが1キロメートル以上5キロメートル未満のもの	新設する道路の長さが1キロメートル未満のもの
	(5) 一般道路における車線の増設（新たに起点又は終点を設定することなく一般道路における車線を設置するものをいう。）であって、増設後の車線の数が4以上のもの	増設に係る部分の長さが5キロメートル以上のもの	増設に係る部分の長さが1キロメートル以上5キロメートル未満のもの	増設に係る部分の長さが1キロメートル未満のもの

事業の種類	指定開発行為の要件	第1種行為	第2種行為	第3種行為
12 防波堤の新設	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第2号の外郭施設である防波堤の新設	防波堤の長さが1キロメートル以上のもの	防波堤の長さが1キロメートル未満のもの	
13 商業施設の新設	商業施設（主として小売業又は飲食店業の業務を行う者の事業の用に供される施設をいう。）の新設であって、敷地面積が1ヘクタール以上又は建築物の延べ面積が20,000平方メートル以上のもの	敷地面積が10ヘクタール以上又は建築物の延べ面積が100,000平方メートル以上のもの。ただし、臨港地区のみにおいて行われるものを除く。	第1種行為及び第3種行為に該当しないもの	敷地面積が5ヘクタール未満で、かつ、建築物の延べ面積が50,000平方メートル（臨港地区のみにおいて行われるもの）にあっては、150,000平方メートル）未満のもの
14 研究施設の新設	研究施設（科学技術（主として人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験又は検査を行う施設）の新設であって、敷地面積が3ヘクタール以上のもの	住居専用地域又は都市計画法第8条第1項第1号の第一種住居地域、第二種住居地域若しくは準住居地域のみにおいて行われるもの	第1種行為に該当しないもの	
15 大規模建築物の新設	建築物の新設であって、延べ面積が50,000平方メートル（臨港地区のみにおいて行われるもの）にあっては、150,000平方メートル）以上のもの	延べ面積が100,000平方メートル以上のもの。ただし、臨港地区のみにおいて行われるものを除く。	延べ面積が50,000平方メートル以上100,000平方メートル未満のもの。ただし、臨港地区のみにおいて行われるもの）にあっては、全事業	

備考

- 1 2以上の事業の種類に該当する事業が2以上の事業の種類において指定開発行為に該当する場合であって、それぞれの事業の種類における条例第2条第2号に掲げる指定開発行為の区分が異なるときは、第1種行為に該当するものが含まれる場合にあっては第1種行為の手続きを、それ以外の場合にあっては第2種行為の手続きを行わなければならない。
- 2 この表において「新設」とは、次に掲げるものを含む。
 - (1) 3の項、4の項、5の項、6の項、7の項、8の項、9の項、12の項、13の項及び15の項に掲げる事業の種類に該当する事業にあっては、既存の施設を除却して新たに施設を建設し、又は設置するもの（3の項、4の項、6の項及び12の項に掲げる事業の種類に該当する事業を除き、建築面積の80パーセント以上に相当する部分を改築するものを含む。）。この場合において、施設の建築が指定開発行為に該当する場合で、建設し、又は設置する施設が既存の施設と同規模であるときは、この表の規定にかかわらず第3種行為とする。
 - (2) 5の項、7の項、13の項及び15の項に掲げる事業の種類に該当する事業にあっては、既存の施設を増設するもの。
- 3 5の項、7の項、13の項及び14の項に掲げる事業の種類に該当する事業で、新たに用地を取得せずに同一敷地内に施設を新設するもの）にあっては、当該事業に係る指定開発行為の要件のうち、敷地面積に関する要件は適用しない。

- 4 この表において「計画人口」とは、新設される住宅団地において居住が想定される人口の合計をいい、一戸建ての住宅にあつては戸数に3.5を乗じた数を、共同住宅その他一戸建ての住宅以外の住宅にあつては住戸の専用床面積(バルコニー及び一般の居室部分と明確に区画される部分の面積を除く。以下同じ。)に応じ、次の表に定める1戸当りの計画人口の数に戸数を乗じた数を合計して算定するものとする。ただし、共同住宅その他一戸建ての住宅以外の住宅のうち、2世帯住宅、店舗併用住宅その他建築物の特殊性によりこの項の規定により算定することが不適当な住宅にあつては、別に定める。

住戸の専用床面積	1戸当たりの計画人口の数
29 平方メートル未満	1
29 平方メートル以上 39 平方メートル未満	2
39 平方メートル以上 91 平方メートル未満	3
91 平方メートル以上	3.5

- 5 4の項の住居専用地域とそれ以外の地域にまたがって事業が行われる場合の備考に定める人数は、住居専用地域以外の部分の面積が事業区域の面積に占める割合に応じ、次の表に定める人数とする。

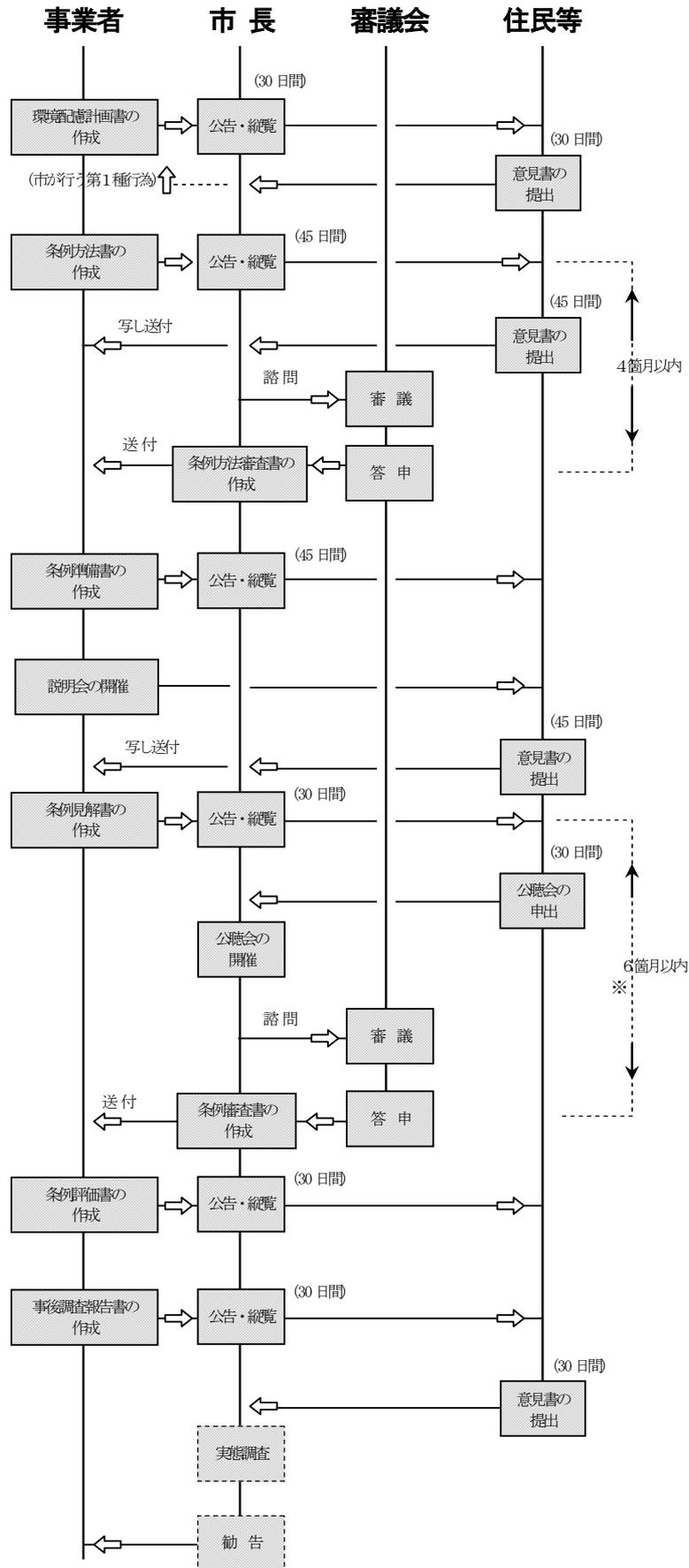
住居専用地域以外の部分の面積が事業区域の面積に占める割合	人数
10 パーセント未満	300 人
10 パーセント以上 20 パーセント未満	340 人
20 パーセント以上 30 パーセント未満	380 人
30 パーセント以上 40 パーセント未満	420 人
40 パーセント以上 50 パーセント未満	460 人
50 パーセント以上	500 人

- 6 原料及び燃料の量は、発熱量 39,558,1725 キロジュールに相当する量を重油 1 リットルと換算する。

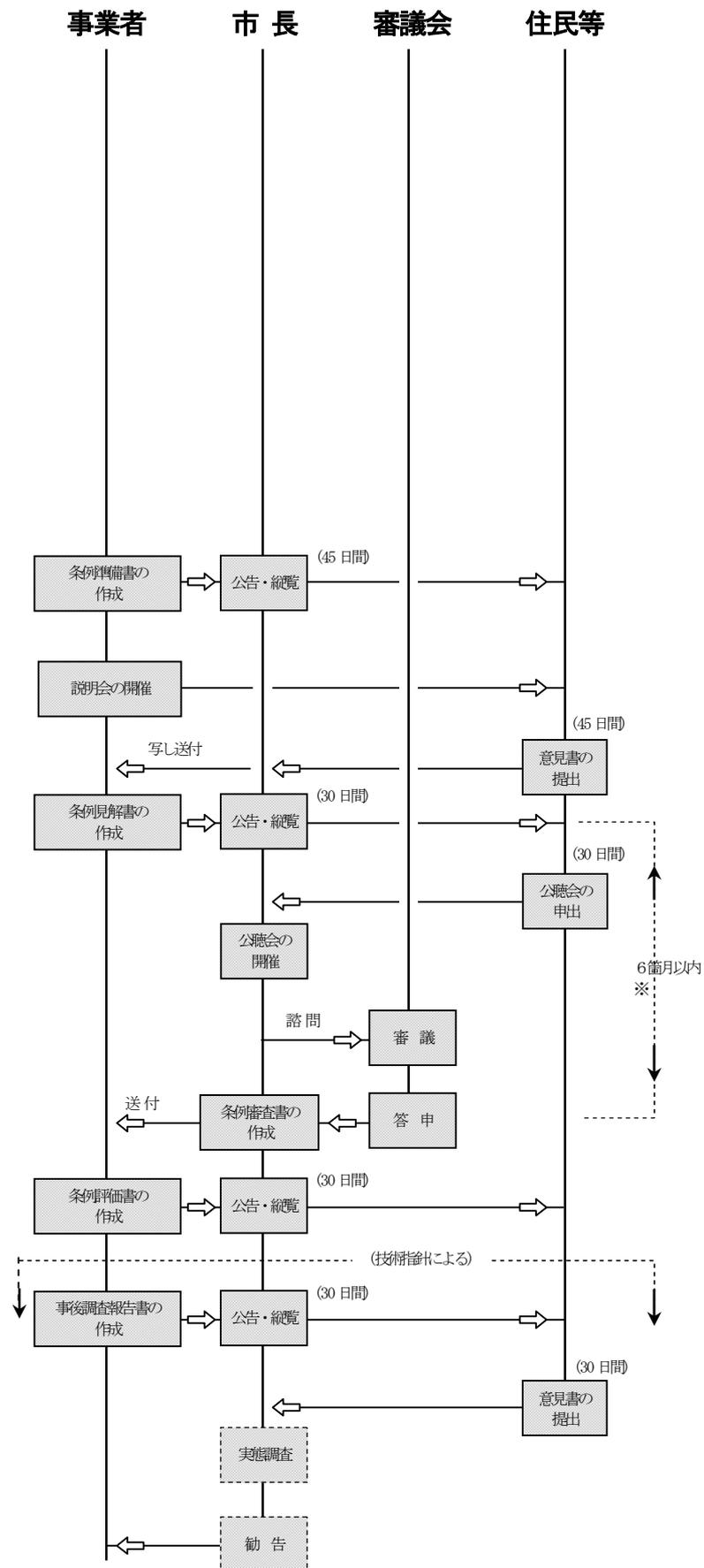
第1種行為、第2種行為、第3種行為の手続きの流れ

別表4

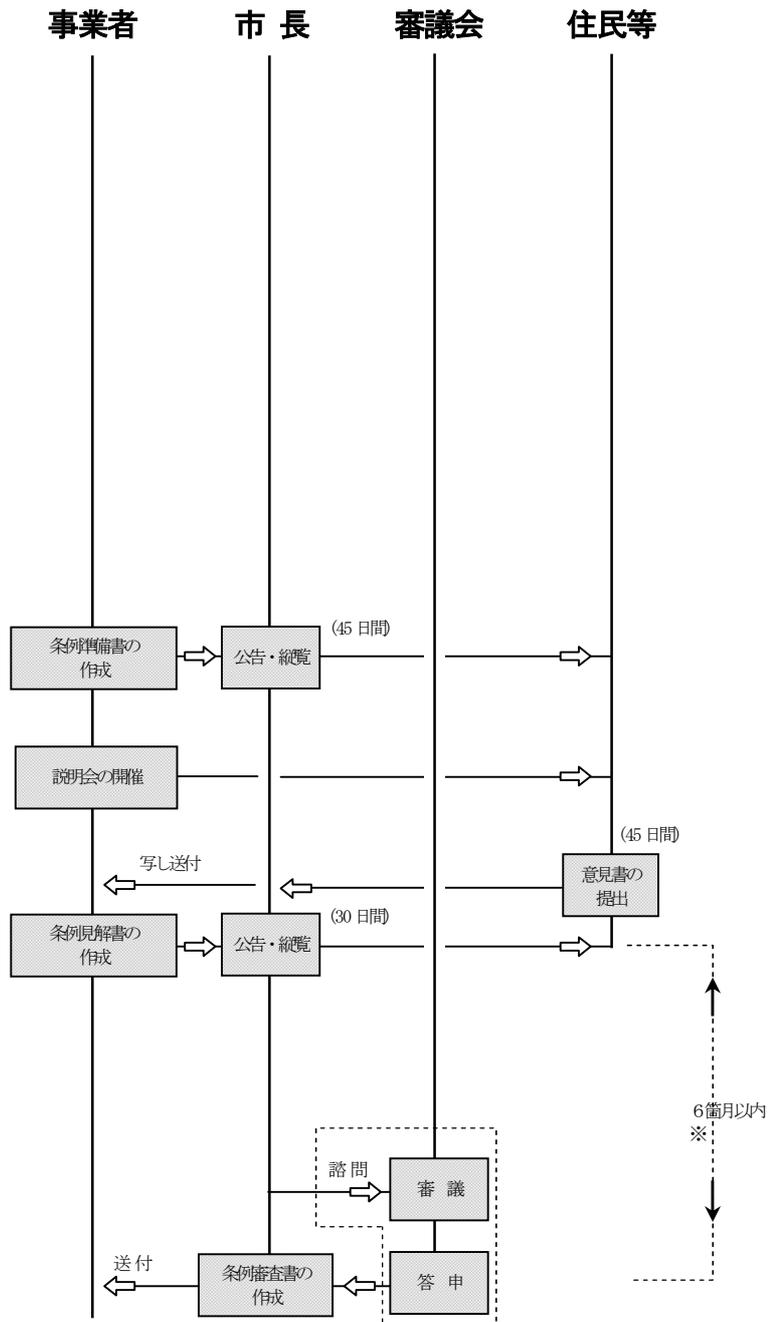
第1種行為の手続き



第 2 種行為の手続き



第3種行為の手続き



凡例	※	意見書がない場合は、条例(法対象条例)準備書の縦覧終了日の翌日から起算します。
	----	必要により実施します。

第17章 審議会等の設置、審議状況

1 設置状況

環境局関連では、環境審議会、環境影響評価審議会及び環境パートナーシップかわさきが設置されている。

環境審議会は、環境基本条例に基づき、環境行政の総合的かつ計画的な推進及び環境保全に関する重要事項を、総合的かつ専門的に調査審議するため、従来の環境保全審議会と環境政策審議会を統合し、平成16年11月に設置された。市長の諮問に応じて、環境基本計画の策定及び変更に関すること、環境調査指針に関すること、環境基本計画年次報告書に関すること、環境目標値に関すること、公害防止等生活環境の保全に関すること、緑の保全、緑化の推進、公園緑地の管理運営等に関すること、廃棄物の処理及び再生利用等に関すること等について調査審議する。環境審議会は常設の部会として、公害対策部会、緑と公園部会及び廃棄物部会が置かれている。また、必要に応じて、これら以外の部会（特別部会）及び2以上の部会による合同部会を置くことができるとされており、この特別部会である総合政策部会は、従来の環境政策審議会の役割を担っている。

平成21年度は、「長期未整備公園・緑地のあり方について」及び「川崎市緑の保全地域の指定について」に係る諮問が行われた。

環境影響評価審議会は、環境影響評価に係る手続等を適正かつ円滑に推進するために、環境影響評価に関する条例に基づき、昭和51年12月18日に設置されている。環境影響評価審議会は、環境影響評価に関する条例の規定により市長が意見を聴くものとされている事項及び環境影響評価制度に関する重要事項について調査審議する。また、環境影響評価審議会は必要に応じ専門部会を置くことができるとされており、平成22年度は、川崎市環境影響評価審議会専門部会において、「環境影響評価等技術指針の変更について」諮問が行われ、審議された。さらに「今後の環境影響評価制度のあり方について」諮問が行われた。

環境パートナーシップかわさきは、環境基本条例第15条第2項に規定する「市、市民及び事業者の協働による環境についての地域における活動を促進すること」を目的として、市民、事業者及び市職員から構成され、交流組織、提言組織及び情報媒介組織としての役割を担って、平成13年6月に設置された。

平成21年9月からの第5期では、PM2.5の環境基準、ぜん息患者、光化学オキシダント問題などをテーマとする「大気環境等公害部会」、緑のカーテン、ビオトープなどをテーマとする「水と緑の保全部会」、ミックスペーパーの分別収集、産業廃棄物などをテーマとする「廃棄物循環部会」、小水力発電、環境家計簿などをテーマとする「地球温暖化対策部会」、学校におけるビオトープづくりなどをテーマとする「環境教育部会」の5部会に分かれて現地調査や討議など部会活動を行い、各テーマについての理解を深めている。

2 審議状況

(1) 環境審議会

議 題	答 申 の 内 容 等
川崎市緑の保全地域の指定について 諮 問 平成21年11月26日 答 申 平成22年2月18日	・「菅小谷緑の保全地域」「西生田緑の保全地域」の指定
今後のアスベスト環境対策のあり方について 諮 問 平成22年4月22日 答 申 平成22年11月1日	・建築物等の解体作業などに係るアスベスト飛散防止対策のうち、大防法による規制がない非飛散性アスベスト建材の除去工事等についての提言
今後の土壌汚染対策のあり方について 諮 問 平成22年6月28日 答 申 平成22年11月1日	・土壌汚染対策法の改正により生じた諸問題について、土壌汚染の管理による汚染拡散の防止等、市が重点的に取り組むべき方向性についての提言
川崎市緑の保全地域の指定について 諮 問 平成22年10月27日 答 申 平成23年2月3日	・「夏菟山修廣寺」、「片平」の指定

(2) 川崎市環境影響評価審議会

諮 問 等	諮問・答申事項	審査書等公表
・(仮称) ラゾーナ川崎C地区開発計画 諮 問 平成22年4月27日 答 申 平成22年5月27日	条例環境影響評価方法書の審査について	平成22年6月9日
・環境影響評価等技術指針の変更 諮 問 平成22年5月26日 答 申 平成22年11月27日	環境影響評価等技術指針の変更について	平成23年4月1日 (施行)
・向ヶ丘遊園跡地利用計画 諮 問 平成22年6月2日 答 申 平成22年9月7日	条例環境影響評価方法書の審査について	平成22年9月14日
・株式会社東京機械製作所玉川製造所再開発計画 諮 問 平成22年9月30日 答 申 平成22年11月17日	条例環境影響評価方法書の審査について	平成22年11月24日
・(仮称) 川崎区小田栄計画 諮 問 平成22年12月10日 答 申 平成23年1月25日	条例環境影響評価準備書の審査について	平成23年2月1日
・今後の環境影響評価制度のあり方 諮 問 平成22年12月28日 答 申	今後の環境影響評価制度のあり方について	
・(仮称) ラゾーナ川崎C地区開発計画 諮 問 平成22年12月28日 答 申 平成23年1月25日	条例環境影響評価準備書の審査について	平成23年2月1日

※平成22年度は、13回の環境影響評価審議会を開催した。

第18章 環境技術による国際貢献

第1節 国連環境計画（UNEP）との連携

市内立地企業は、長年にわたる環境問題への取組で培われた経験と優れた環境技術力を有している。さらに、川崎地域には環境問題への先進的・先駆的な取組があり、こうした技術やこれまで培ってきた知識・経験を工業化の著しいアジア諸国などへ移転することによる国際貢献が求められている。そこで、国際的なネットワークを持ち、地球規模の環境問題に取り組んでいる国連環境計画（UNEP）と連携し、高いポテンシャルを有する川崎地域から、広く国内外に向けての情報提供などを通じ国際貢献することによって、持続可能な社会の発展に寄与する。

1 経緯

川崎市と国連環境計画（UNEP）との関係は、平成15年10月に阿部市長と当時のUNEP事務局長クラウス・トッファー氏が東京で会談したことに始まる。平成16年6月UNEP主催「都市と産業の共生に向けてー環境技術と持続可能な都市政策の国際シンポジウム」が川崎で開催され、同年12月にはUNEPの調査団が川崎臨海部の取組視察のため来川した。翌平成17年1月には、第1回「アジア・太平洋エコ・ビジネスフォーラム」をUNEPとの連携により開催した。

2 UNEPエコタウンプロジェクト会議

UNEP IETC（国連環境計画 国際環境技術センター）は、アジア・太平洋地域の都市を対象に国際エコタウンプロジェクトを実施しており、日本の経験をアジア・太平洋地域のエコタウン開発に活かすため、平成18年度より川崎を会場とした研修会を開催している。

川崎のエコタウンや先進企業等の取組み事例についてワークショップ形式での会議及び現地視察の他、平成23年2月に開催されたアジア・太平洋ビジネスフォーラムにおいては、アジア・太平洋地域の各都市のエコタウンプロジェクトの取組みについて発表が行われた。



3 国連環境計画（UNEP）連携「第7回アジア・太平洋エコビジネスフォーラム」

川崎市では、持続可能な社会をめざし、産業と環境が調和した持続可能な都市モデルを形成するとともに、国際環境施策を推進している。国連環境計画（UNEP）との連携により、市内企業の優れた環境技術や本市の環境保全の経験を活かし、工業化途上の国々の環境対策や地球温暖化防止に貢献するため、平成23年2月に第7回アジア・太平洋エコビジネスフォーラムを、「川崎国際環境技術展2011」と同時期に開催した。

概要

- ◆日程：平成23年2月14日（月）～15日（火）
- ◆場所：川崎市産業振興会館（川崎市幸区堀川町66-20）
- ◆主催：川崎市
- ◆共催 独立行政法人 国立環境研究所（NIES）



◆内 容

【1日目】平成23年2月14日(月)

①セッション1：研究セッション

コーディネーター：藤田 壮（国立環境研究所）

オープニングセッションとして、アジア地域において環境にやさしい都市を構築するため、2009年6月の日本国環境省と中国環境保護部の「川崎市・瀋陽市の環境にやさしい都市の構築に係る協力に関する覚書」や川崎エコタウンの取組みを踏まえたグリーンイノベーションに向けた川崎エコタウンの成果やウルサン市（韓国）におけるエコインダストリアルパークについて、国立環境研究所や韓国ウルサン大学教授によって発表が行われた。

②セッション2：都市の環境の取組

コーディネーター：加藤 三郎（川崎市国際環境施策参与）

国連環境計画（UNEP-IETC）による廃棄物管理や中国・瀋陽市、マレーシア・ペナン市がそれぞれの環境の取組みについて発表した。

【2日目】平成23年2月15日（火）

③環境技術の紹介プレゼンテーション

コーディネーター：藤田 壮（東洋大学特任教授）

日本企業の持つすぐれた環境技術についての紹介プレゼンテーションが行われ、意見交換を行った。

④環境技術の国際展開について

コーディネーター：加藤 三郎（川崎市国際環境施策参与）

循環型社会の構築を目指した、静脈産業の海外展開、廃棄物リサイクル促進の取組や資源循環ビジネス等について環境省、国立環境研究所、公益財団法人地球環境センター（GEC）や国連環境計画（UNEP-IETC）より発表が行われ、活発な議論が交わされた。

第2節 国連グローバル・コンパクトの取組

1 国連グローバル・コンパクト

国連グローバル・コンパクトは、平成11年1月スイスのダボスで開催された世界経済フォーラムにおいてアナン国連事務総長（当時）が提唱し、平成12年7月26日にニューヨークの国連本部で正式に発足した企業の自主行動原則で、参加する世界各国の企業が、人権、労働、環境、腐敗防止の4分野で世界的に確立された10原則を支持し、実践するよう努めるプログラムである。グローバル化に起因する様々な課題を背景としており、社会のよき一員として行動し、持続可能な成長を実現していくための世界的な枠組みづくりに寄与するという自発的なイニシアティブである。近年は、企業だけでなく産業団体・NGO・都市の参加も増えており、平成18年1月には川崎市が日本の自治体として初めて参加した。平成23年3月現在、日本では121団体が参加している。

2 かわさきコンパクト

川崎市では、国連グローバル・コンパクトの理念の市内展開として、「かわさきコンパクト」を定め、提唱している。「かわさきコンパクト」は、企業が参加する「ビジネス・コンパクト」と市民団体・NPOが参加する「市民コンパクト」で構成されている。「ビジネス・コンパクト」は、川崎市内に本社・事業所を有する企業・組織が世界規模の経営環境変化を自らの課題として認識し、社会からの要請を踏まえた主体的な活動を展開していくことを促すことを目的とし、また、「市民コンパクト」は、川崎市の地域課題、また地球環境問題などのグローバルな課題を市民ひとりひとりが認識し、具体的な活動を促すことを目的として提案された。



「かわさきコンパクト」の推進においては、学識者、市内経済団体、市民団体、企業関係者、有識者等からなる「かわさきコンパクト委員会」を設置し、普及啓発等に努めている。平成 23 年 3 月現在、18 の企業・事業所と 16 の市民団体が参加している。

(URL : www.kawasaki-compact/index.html)

第 3 節 環境技術を活かした取組の推進

1 環境総合研究所の整備

本市では、公害研究所、公害監視センター、環境技術情報センターの 3 つの事業所を統合し、国連環境計画（UNEP）、国立環境研究所、大学や研究機関、環境技術を有する企業との連携を図りながら、環境の総合的な研究を行う拠点として、環境総合研究所の整備を推進している。

2008 年 5 月には、環境総合研究所に先駆け、環境技術情報センターを川崎市産業振興会館内に開設し、川崎の優れた環境技術情報の収集・発信や川崎のフィールドを活かした産学公民連携共同研究、海外からの研修の受入などに取り組んでいる。

環境総合研究所は、環境・ライフサイエンス分野の研究開発拠点形成を目指している殿町 3 丁目地区の中核施設として整備する（仮称）産学公民連携研究センター内に 2012 年度の開設を予定している。

環境関連産業や研究機関の集積や研究者の交流による環境分野における研究開発の促進など、川崎臨海部に相乗効果・波及効果を生み出す取組を推進する。

環境総合研究所では、次の 5 つの機能を導入する。

<導入機能 1> 「都市と産業の共生」を目指した研究（産学公民連携共同研究）

- ・低炭素社会や循環型社会の構築に向けた国立環境研究所等との研究の推進
- ・温室効果ガス排出量の推計手法、地球温暖化対策の指標開発など計画的・科学的に環境施策を推進するための研究
- ・都市環境に関する研究

<導入機能 2> 川崎の優れた環境技術の移転による国際貢献の推進

- ・本市に蓄積された環境技術の移転に向けた研究
- ・国連環境計画（UNEP）との連携事業
- ・その他国際機関と連携した事業
- ・海外からの視察・研修受入

＜導入機能 3＞川崎の優れた環境技術情報の収集・発信

- ・川崎の環境への取組や経験の体系化、アーカイブ
- ・分かりやすい情報発信のための分析・加工
- ・ICTなどを活用して国内外と環境技術情報を収集・発信

＜導入機能 4＞さらなる環境改善と環境汚染の未然防止のための監視・調査・研究

- ・環境保全に関する常時監視・調査・研究
- ・環境リスクに関する調査・研究
- ・測定・分析における精度管理
- ・環境モニタリング

＜導入機能 5＞多様な主体と連携した環境教育・学習

- ・理化学的な環境教育・学習プログラムの開発
- ・理化学実験室を活用した環境教育・学習の実施

2 環境技術情報センター

環境技術情報センターでは、環境技術情報収集・発信事業、環境技術産学公民連携事業、海外からの視察・研修受入等を実践している。

(1) 環境技術情報の収集・発信

多様な主体から発信されている環境技術に関わる情報を収集し、それらを情報の受信者及び発信者の意向が結び付けられるように分析・体系化し、国内外に発信する取組を進めている。

ア 体系化の事例

本市では甚大な公害被害の克服など多くの環境への取組が行われてきている。これら取組を体系化し、発信できるように取りまとめた。

イ 発信の事例

(ア) 川崎国際環境技術展 2011 への出展

平成 23 年 2 月 16 日、17 日にとどろきアリーナで開催された川崎国際環境技術展 2011 のテーマ展示として、体系化した本市の環境への取組を広く発信した。また、環境技術産学公民連携事業を紹介するブースを出展した。

(イ) JICA 研修員の受入

市内に蓄積された環境技術を基に地球規模の環境改善に寄与するために、独立行政法人国際協力機構（JICA）と連携して研修員の受入を行った。

【研修員の受入】

研修コースの一環として、平成 22 年 8 月 13 日に川崎研修を実施した。地方自治体における気候変動対策行動計画とその事例として、川崎市における地球温暖化対策の取組及び廃棄物施策等について議論を行った。

参加国 フィリピン共和国、タイ王国、ベトナム社会主義共和国、バヌアツ共和国 等

ウ 環境技術情報ポータルサイト構築に向けた取組み

環境技術情報を収集・分析・体系化し発信する機能構築に向けた取組みとして環境技術情報

ポータルサイトを構築した。

（2）産学公民連携事業

近年、環境問題への対応にあたっては、行政施策のみならず、産学公民の各主体における取組を幅広く活用することが重要になっている。そのため、産学公民が連携して、地域の環境課題の解決、汎用性の高い地域の環境技術シーズの支援・活用を目的として、産学公民連携事業を展開している。

ア 環境技術産学公民連携公募型共同研究事業

環境技術産学公民連携公募型共同研究事業は、産学公民連携による環境技術開発等の共同推進体制を構築するための共同研究事業である。市は各主体に対して、環境研究の場の提供や環境技術開発等の契機創出を行うことで環境技術等の研究・開発を支援し、成果を地域社会に還元するとともに、環境技術・環境研究の集積に繋げることを目指している。平成 22 年度は、6 件の共同研究事業を公募により選定し実施した。

（ア）地中熱利用空調システムの開発

（共同研究者：JFE 鋼管株式会社・JFE スチール株式会社・JFE エンジニアリング株式会社）

南河原こども文化センターに地中熱利用空調システムを導入し、省エネ効果、ヒートアイランド抑制効果、温室効果ガス削減効果等を環境省の環境技術実証事業と並行しながら検証し、その有効性の確認、高性能化に向けた開発を行うとともに、環境技術の見える化について検討した。

（イ）ゲーム教材の普及と新たな環境学習法の研究

（共同研究者：特定非営利活動法人 環境サプリメント研究会）

ゲーム教材を通して CO₂ 削減に向けた効果的な環境教育のあり方について検討し、川崎市の地域特性を盛り込んだ環境ゲームを作成した。

（ウ）炭素繊維による閉鎖性水域の水質浄化工法の研究

（共同研究者：特定非営利活動法人 ジャパン・ウォーター・ガード）

閉鎖性水域の水質汚濁を解決する技術を開発するために、等々力緑地内釣池において、生物膜の形成による微生物の汚濁物分解効果を活用し、炭素繊維による水質浄化工法を検討した。

（エ）川崎市の地域特性を活かしたスマートシティモデル事業検討

（共同研究者：株式会社 東芝）

市役所第三庁舎及び浮島処理センター（ごみ焼却施設）等公共施設におけるエネルギーモデルを実地検証し、スマートシティの実現に向けた課題について整理・検討した。

（オ）LED 照明の効果・実証と導入手法の研究

（共同研究者：株式会社 近藤工芸）

橋処理センター及び川崎アゼリア地下街の市広報スペース等の公共施設や公共エリアに LED 照明を試験設置して、蛍光灯照明との比較により、省エネ効果や実用性等について検証した。

（カ）浄水場の急速ろ過池にろ過砂洗浄装置を導入することによる効果の研究

（共同研究者：日本原料 株式会社）

洗浄時のろ過砂洗浄力を向上させ、且つ、ろ過砂の入替もしくはリサイクル工事の廃止が期待できるろ過砂洗浄装置を長沢浄水場に試験設置し、洗浄時間の短縮、使用水量・産業廃棄物排出量・二酸化炭素排出量の削減による効果を検証した。

イ 公募型共同研究事業セミナーの開催（1 回）

公募型共同研究事業紹介セミナー（平成 22 年 8 月 6 日）

平成22年度に実施した公募型共同研究事業6件にかかる事業紹介セミナーを開催した。
 なお、平成22年度に実施した公募型共同研究事業の成果を紹介するためのセミナーを平成23年3月15日に予定していたが、東日本大震災の影響によりやむを得ず中止している。

第4節 その他、環境技術による国際貢献に向けた取組み

1 中国・瀋陽市との連携・協力

川崎市は、中国・瀋陽市と昭和56年の友好都市締結以来、文化・経済・医療・教育・スポーツなど、幅広い分野で交流を行ってきた。平成9年には「環境技術交流協力に関する議定書」を調印し、同年から瀋陽市環境技術研修生受入れ事業を開始し、平成22年度で第13回目となる。

- ・平成21年2月には、更なる連携強化を図るため、「川崎市・瀋陽市循環経済発展協力に関する協定書」を締結した。

2 国立環境研究所との連携・協力

環境と経済が調和した持続可能な社会の実現と低炭素社会の構築に寄与するため、環境分野における人材育成や共同研究などにより国立環境研究所と連携・協力することを同意し、平成21年1月に「川崎市と国立環境研究所との連携・協力に関する基本協定」を締結した。本協定に基づき、新たに次の取組みを開始した。

- ・「都市環境GISデータベースシステム」と「環境評価モデル」のアジア都市（中国・瀋陽市）との研究連携・展開
- ・国際環境施策・環境技術に関する国際ネットワークの発展
- ・「街区エネルギー環境制御システム」の研究開発では
 また、平成22年7月6日に、「街区エネルギー環境制御システム（UCPS）」共同研究発表会を開催した。



3 海外からの環境技術に関する視察受入

公害克服に向けて取り組む過程で培った環境技術に対する川崎市への関心が高まり、アジア諸国を中心として視察受入が年々増加している。

- ・平成22年度環境局視察受入数：中国、韓国、タイ、マレーシアなどアジアを中心に45件（745人）